

長井市告示第99号

令和8年度長井市自主防災組織の防災資機材等整備事業費補助金交付要綱を次のように定める。

令和8年4月1日

長井市長 内谷重治



令和8年度長井市自主防災組織の防災資機材等整備事業費補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、地域における防災力の向上を図るため、防災資機材等を整備する地域の自主防災組織に対し、予算の範囲内で交付する長井市自主防災組織の防災資機材等整備事業費補助金に関して、長井市補助金等交付規則（昭和57年規則第9号。以下「規則」という。）に定めるもののほか必要な事項を定めるものとする。

(補助対象者)

第2条 補助金の対象者は、地域の防災活動を行うため、市民が地区（長井市地区長設置条例（昭和32年条例第9号）第1条第2項に規定する地区をいう。）その他これに類するものを単位として、令和8年度において結成する自主防災組織又は既に結成している自主防災組織とする。ただし、令和5年度以降の3年間において20万円以上の同等の補助金の交付を受けていない団体を原則とする。

(補助対象事業)

第3条 補助金の交付の対象となる事業は、情報の伝達、初期防災、水防、被災者の救出及び避難、給食給水等の用に供する防災資機材の整備に関する事業とする。

(補助対象経費及び補助金の額)

第4条 補助金の交付の対象となる経費は、別表に掲げる補助対象事業に要する経費とする。

2 補助金の額は補助対象経費の2分の1に相当する額で、20万円を上限とし、千円未満は切り捨て補助する。ただし、補助は1組織につき1回限りとする。

(補助金の交付の申請)

第5条 補助金の交付を受けようとする自主防災組織は、令和8年度長井市自主防災組織の防災資機材等整備事業費補助金交付申請書（別記様式第1号）に次に掲げる書類を添えて市長に提出しなければならない。

（1）令和8年度において結成する自主防災組織

ア 会則又は会則（案）

イ 活動計画

ウ 組織図又は会員名簿

エ 購入資機材に要する見積書又は経費の内訳書

（2）既に結成している自主防災組織

ア 購入資機材に要する見積書又は経費の内訳書

（補助金交付決定通知）

第6条 市長は、前条の書類の審査及び必要に応じて行う調査により、補助金の交付を決定したときは、速やかに規則第7条に規定する補助金等の交付決定通知書（別記様式第2号）により自主防災組織に通知するものとする。

（変更又は中止の申請）

第7条 自主防災組織は、補助金交付決定通知を受けた後において、規則第6条に定める事項のいずれかに当てはまる場合は、遅滞なく令和8年度長井市自主防災組織の防災資機材等整備事業費補助金交付変更（中止）申請書（別記様式第3号）を提出し、市長の承認を受けなければならない。

2 規則第6条第1号に掲げる「軽微な変更」とは、第5条第1号エおよび第2号アに記載された購入資機材の種類の変更を伴わないもので、事業費の変更が当初の20%以内である場合とする。

（事業実績報告）

第8条 自主防災組織は、事業が完了したときには速やかに令和8年度長井市自主防災組織の防災資機材等整備事業費補助金に係る事業実績報告書（別記様式第4号）に次に掲げる書類を添えて市長に提出しなければならない。

（1）購入資機材の写真

（2）購入資機材の領収書の写し

（補助金額の確定と交付）

第9条 市長は、前条の報告書等の書類を審査し、補助金の額を確定したときは、規則第14条第1項の規定により、令和8年度長井市自主防災組織の防災資機材等整備事業費補助金確定通知書（別記様式第5号）により自主防災組織に通知するものとする。

- 2 前項の規定による補助金の確定金額が、第6条の規定による補助金の交付決定金額と同額であるときは、規則第14条第2項の規定により通知を省略することができる。

(支払い)

第10条 補助金は、前条の規定により交付すべき補助金の額を確定した後、に支払うものとする。ただし、市長が必要と認めた場合には、補助金の交付決定後に概算払することができる。

(財産処分の制限)

第11条 規則第21条第1項第2号及び第3号に規定する市長が指定する財産は、この要綱により補助金を受けて取得した価格が30万円以上の資機材等とする。

- 2 規則第21条ただし書の規定により市長が定める期間は、減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40年大蔵省令第15号）に定める耐用年数を経過するまでの期間とする。

(委任)

第12条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、令和8年4月1日から施行する。

(この要綱の失効)

- 2 この要綱は、令和9年3月31日限り、その効力を失う。

(財産処分の制限に関する経過措置)

- 3 前項の規定によりこの要綱が効力を失った際の第11条の規定の適用については、なお従前の例による。

別表（第4条関係）

補助対象経費	情報連絡用	ハンドマイク、携帯用無線機、携帯用ラジオ等
	消火用	消火器、水バケツ、砂袋、防火衣、ヘルメット等
	救出救護用	バール、はしご、のこぎり、スコップ、ジャッキ、ハンマー、ロープ、チェーンソー、担架、テント、救急セット、毛布等
	避難用	強力ライト、標旗、ロープ、ハンドマイク等
	給食給水用	炊飯装置、鍋、コンロ、給水タンク、ろか器、ガスボンベ等
	水防用	救命ボート、救命胴衣、シート、シャベル、土のう袋等
	その他	資機材格納庫、リヤカー、発電機、腕章等